平成２９年（フ）第５９号
千葉市花見川区畑町595番地１　ベルアンジュ２番館102号
債務者　奈良将太郎
１　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６１号
千葉市緑区平川町283番地　宝善寺内
債務者　森田　顕昇
１　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９８号
千葉県浦安市富士見２丁目９番10号　エトワール池田（203）
債務者　関口　淳一
１　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０８号
千葉県市川市富浜１丁目４番１号　（ベルメゾン富浜201号）
債務者　田辺　佳祐
１　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１６号
千葉県習志野市東習志野８丁目４番19号　カーサビアンカⅠ―201号
債務者　寺田　　裕
１　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２５号
千葉県浦安市富士見１丁目16番８号　ビラ和光（102）
債務者　石渡　健一
１　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４７号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目２番２―205号
債務者　ホリタ　イメルダ　アルマザン（通称堀田イメルダ）
１　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２号
新潟市西蒲区巻甲4547番地１　レオパレスフラワーヒルズ201号、前住所新潟県上越市大潟区渋柿浜322番地４
債務者　五十嵐辰也
１　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７号
新潟県東蒲原郡阿賀町大牧2793番地
債務者　中川　保代
１　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８号
新潟市中央区鳥屋野２丁目４番11号　グリフィスⅡＡ棟105号
債務者　笠原　圭一
１　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３号
新潟市江南区亀田水道町２丁目２番47号
債務者　坂井　節子
１　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１号
新潟市東区山木戸１丁目10番15号―８ライフデザインⅡＤ―07、住民票上の住所同区山木戸１丁目10番15号７ライフデザインＤ―07号（前住所）新潟市西区大野町2669番地１コルフナウシカ202
債務者　熊倉　正康
１　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５号
新潟市中央区近江２丁目７番３号
債務者　五十嵐和久
１　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５２号
新潟市西区新通西２丁目21番11号　ファインシティＣ―１号
債務者　渡辺　隆志
１　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６０号
新潟市東区紫竹６丁目19番11号　紫竹ハイツ505号
債務者　五十嵐文子
１　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７号
山梨県笛吹市石和町川中島40番地　田草川アパート左１、前住所山梨県笛吹市石和町川中島40番地　田草川アパート左３
債務者　山来　行雄
１　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係